

令和8年度自家用電氣工作物保安管理業務

仕 様 書

令 和 8 年 1 月

國 土 交 通 省 九 州 地 方 整 備 局
下 関 港 湾 空 港 技 術 調 査 事 務 所

1. 業務概要

本業務は、下関港湾空港技術調査事務所が所有する水理実験施設(以下「当事業場」)の自家用電気工作物の保安管理業務を行うものである。

2. 業務場所

山口県下関市東大和町2丁目10-2

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇は休日として設定している。

4. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
令和8年度自家用電気工作物保安管理業務				
年次点検		回	1	
月次点検	1回／月	回	12	

5. 業務仕様

5-1 業務対象施設の概要

本業務の対象となる自家用電気工作物の概要は、以下のとおりとする。

① 自家用番号 第 521166 号

② 需要設備

- ・受電電圧 6,600 V
- ・受電設備容量 700 kVA
- ・最大電力 345 kW

5-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本業務は、本仕様書、当事業場の自家用電気工作物に関する保安規程(令和5年4月1日制定、以下「保安規程」という。)、及びその他関係法令等に従い実施するものとする。
- (2) 本業務を担当する保安従事技術者は、平成15年経済産業省告示第249号第1条及び第2条の要件を具備する者とする。(以下「電気管理技術者」という。)
また、電気管理技術者は、電気事業法施行規則第52条の2項の規程に基づいて、当局が当事業場を所管する中国四国産業保安監督部長に行う「保安管理業務外部委託承認申請書」において、「委託契約の相手方」として委託契約を締結した技術者であるものとする。
- (3) 自家用電気工作物等に常備されている工具等は、保安規程の別表1に定める「電気保安組織図」の連絡責任者(以下、「連絡責任者」という)の許可を得て使用することができるものとする。ただし、使用に当たり工具等を損傷又は紛失した場合は、受注者の責任において復旧しなければならない。また、保安管理業務に必要となるその他機械器具等は、受注者の負担において準備しなければならない。

5-3 保安管理業務

- (1) 本業務は、保安規程の別表2に定める「点検業務実施要領」、及び別表3に定める「点検基準」に従い、計画的に実施するものとする。
- (2) 点検の結果、各機器に、経済産業省令で定める電気設備の技術基準(以下、「技術基準」)に適合しない事項が判明した場合は、連絡責任者に報告するとともに、改善や修理が必要な場合は意見を述べ、保安管理に協力しなければならない。
- (3) 電気管理技術者は、当事業場の自家用電気工作物が技術基準等に適合するよう、その維持について常に留意し、点検結果を報告しなければならない。

5-4 事故対応等

- (1) 受注者は、緊急時において電気管理技術者が即応できない事態に備えて、一時的にその業務を代行する者(以下「代行者」)を2名以上選定し、各代行者の資格、代行の優先順位、代行者の連絡先と合わせて連絡責任者に通知するものとする。
- (2) 電気管理技術者又は代行者は、電気工作物に事故・その他異常が発生した場合、又は発生する恐れがあるとの緊急連絡を連絡責任者より受けた場合は、直ちに現場に急行し、臨時点検を行うほか適切な措置を取らなければならない。臨時点検等の措置を行った場合は契約変更の対象とする。
- (3) 電気管理技術者又は代行者は、電気工作物に事故・その他異常が発生した場合、その原因究明、及び再発防止について連絡責任者に資料等を提供し、適切な指導・助言を行う等の協力をしなければならない。
- (4) 保安管理業務を代行者に行わせる場合の電気管理技術者と代行者間の連絡体制、業務の引継ぎ方法、責任分担については、受注者で事前に取り決めておくこと。

5-5 別件工事計画等への対応

- (1) 電気管理技術者は、当局が電気工作物等の設置及び変更(改造、修理、取替、廃止等)の工事計画を立案する時に意見を求められた場合は、これに協力しなければならない。
- (2) 電気管理技術者は、上記工事が行われる場合には、その工事が完成するまでの間、毎週1回、状況を点検確認しなければならない。
なお、工事が完成した場合は、その完成検査に立会し、その工事が計画に従って行われたものであること、技術基準に適合することであることを確認しなければならない。

5-6 点検記録等の保管

電気管理技術者は、電気工作物に係る以下の点検結果等の記録を所定の期間保管するものとする。

- ・ 年次点検、月次点検、臨時点検の記録
- ・ 電気事故に関する記録
- ・ 主要電気設備の補修に関する「設備台帳」の記録

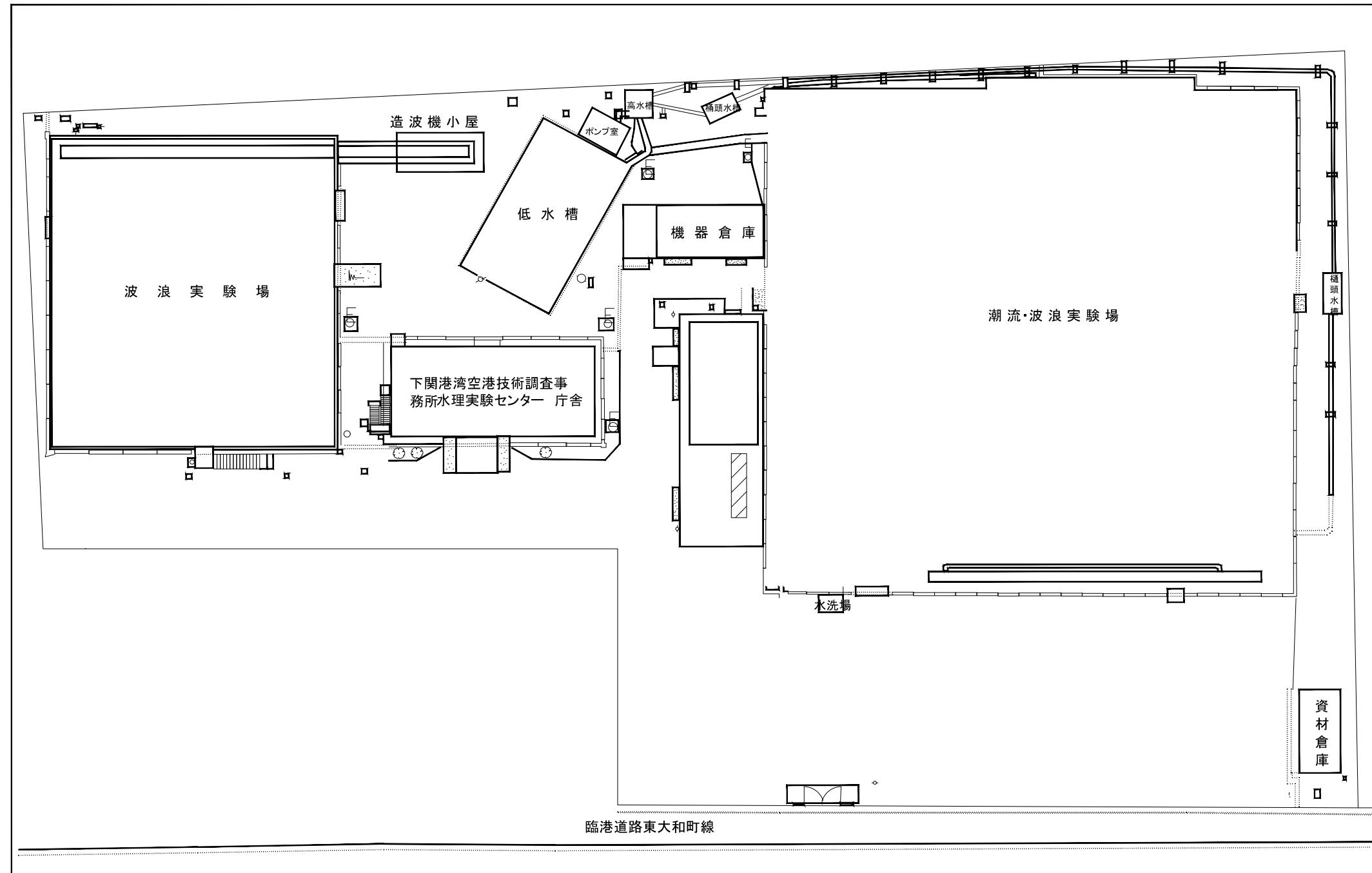
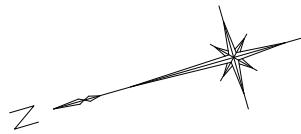
6. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

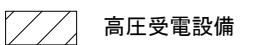
7. その他

- (1) 電気管理技術者が保安管理業務を実施する場合、一定の服装及び標示を行い、当該業務実施者であることを明示しなければならない。
- (2) 本仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、保安管理担当者と協議するものとする。
- (3) 停電時の作業においては、当局が委託する警備業者に対して「停電開始・終了」の連絡を行うものとする。

水理実験施設（事業場）平面図



凡 例



高圧受電設備

1 10 20

事業場所在地 山口県下関市東大和町2丁目10-2
自家用番号 第521166号

年 度	令和8年度	図面番号	1
件 名	令和8年度自家用電気工作物保安管理業務		
図面名称	水理実験施設（事業場）平面図		
縮 尺	1 : 300	単 位	m
設計年月	令和8年1月	組 数	全 1 枚
九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所			